

○ 貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額を定める件の一部を改正する件（平成十一年金融監督庁・大蔵省告示第二号）

改正案	現行
<p>保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号）第三条第二項及び第三項（同命令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。</p> <p>保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項（同命令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）第六十九条第一項第三号、第七十条第一項第二号の二若しくは第百五十条第一項第三号、第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金又は第七十条第一項第二号若しくは第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額</p> <p>三（七）（略）</p>	<p>保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号）第三条第二項及び第三項（同命令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。</p> <p>保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項（同命令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）第六十九条第一項第三号若しくは第百五十条第一項第三号の危険準備金又は第七十条第一項第二号若しくは第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額</p> <p>三（七）（略）</p>